平成２３年（フ）第６９９号
福岡県遠賀郡水巻町頃末南３丁目28番８号
債務者　岩﨑　信一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１２号
北九州市小倉北区木町２丁目12番29―204号
債務者　立花啓一郎
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７１６号
北九州市小倉南区東貫２丁目３番９―303号
債務者　森中しのぶ
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７２７号
北九州市小倉北区大畠１丁目７番25号創造館
債務者　堤　　節子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７４２号
北九州市八幡西区引野１丁目10番14号
債務者　森山　憲司
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第７５１号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目582番地の３
債務者　松本　　一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５２号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目582番地の３
債務者　松本　加代
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７３号
北九州市小倉南区徳力団地83番302号
債務者　大谷　佳世（旧姓永留）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６９４号
北九州市八幡西区青山３丁目２番12―406号
債務者　安藤　恭恵（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１４３号
青森県平川市町居稲村４番地５
債務者　奈良真知子
1　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１２６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字耳ケ吠２番地15
債務者　大野喜代隆
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４５号
青森県平川市猿賀南野１番地36
債務者　小野　修一
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４６号
福島県いわき市錦町中央２丁目７番地の２
債務者　岩瀬　容子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３６３号
熊本市八王寺町23番２―303号
債務者　福島　珠実
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９２号
熊本市富合町杉島1382番地
債務者　橋口　孝文
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４９５号
熊本市中島町769番地２
債務者　上野　和重
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５１０号
熊本市植木町投刀塚301番地２
債務者　荒木　近子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５１４号
熊本市龍田町弓削283番地３レジデンス竜田201号室
債務者　本梅留美子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部